

# 私道通行掘削承諾書

令和 4 年 6 月 11 日

ヤマダイハウジング株式会社 殿

対象所在地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 701 番 6、同番 9

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

## 記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管理設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事の付随工事の件。
2. 本件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 貴殿から譲渡を受ける第三者に対する上記 1 及び 2 の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、原状復旧の義務を負うものとする。尚、この義務においては、所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 700 番 1、2、9、701 番 1

地目 公衆用道路

地積 700 番 1 (48 m<sup>2</sup>)、700 番 2 (59 m<sup>2</sup>)、700 番 9 (13 m<sup>2</sup>)、701 番 1 (12 m<sup>2</sup>)

(私道所有者)

住 所

氏 名

# 私道通行掘削承諾書

令和 4 年 4 月 30 日

ヤマダイハウジング株式会社 殿

対象所在地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 701 番 6、同番 9

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

## 記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管埋設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事の付随工事の件。
2. 本件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 貴殿から譲渡を受ける第三者に対する上記 1 及び 2 の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、原状復旧の義務を負うものとする。尚、この義務においては、所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 700 番 1

地目 公衆用道路

地積 48 m<sup>2</sup>

(私道所有者)

住 所

氏 名

# 私道通行掘削承諾書

令和 4 年 4 月 30 日

ヤマダイハウジング株式会社 殿

対象所在地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 701 番 6、同番 9

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

## 記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管理設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事の付随工事の件。
2. 本件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 貴殿から譲渡を受ける第三者に対する上記 1 及び 2 の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、原状復旧の義務を負うものとする。尚、この義務においては、所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 700 番 1

地目 公衆用道路

地積 48 m<sup>2</sup>

(私道所有者)

住 所

氏 名

# 私道通行掘削承諾書

令和 4 年 6 月 11 日

ヤマダイハウジング株式会社 殿

対象所在地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 701 番 6、同番 9

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

## 記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管理設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事の付随工事の件。
2. 本件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 貴殿から譲渡を受ける第三者に対する上記 1 及び 2 の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、原状復旧の義務を負うものとする。尚、この義務においては、所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 700 番 1

地目 公衆用道路

地積 48 m<sup>2</sup>

(私道所有者)

住 所

氏 名

印

# 私道通行掘削承諾書

令和 4 年 6 月 11 日

ヤマダイハウジング株式会社 殿

対象所在地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 701 番 6、同番 9

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

## 記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管理設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事の付随工事の件。
2. 本件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 貴殿から譲渡を受ける第三者に対する上記 1 及び 2 の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、原状復旧の義務を負うものとする。尚、この義務においては、所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 700 番 1、13

地目 公衆用道路

地積 700 番 1 (48 m<sup>2</sup>)、700 番 13 (2.00 m<sup>2</sup>)

(私道所有者)

住所

氏名

# 私道通行掘削承諾書

令和 4 年 8 月 6 日

ヤマダイハウジング株式会社 殿

対象所在地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 701 番 6、同番 9

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

## 記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管理設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事の付随工事の件。
2. 本件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 貴殿から譲渡を受ける第三者に対する上記 1 及び 2 の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、原状復旧の義務を負うものとする。尚、この義務においては、所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 700 番 2

地目 公衆用道路

地積 59 m<sup>2</sup>

(私道所有者)

住 所

氏 名

# 私道通行掘削承諾書

令和 4 年 6 月 11 日

ヤマダイハウジング株式会社 殿

対象所在地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 701 番 6、同番 9

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

## 記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管理設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事の付随工事の件。
2. 本件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 貴殿から譲渡を受ける第三者に対する上記 1 及び 2 の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、原状復旧の義務を負うものとする。尚、この義務においては、所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 700 番 2

地目 公衆用道路

地積 59m<sup>2</sup>

(私道所有者)

住所

氏名

# 私道通行掘削承諾書

令和 4 年 6 月 11 日

ヤマダイハウジング株式会社 殿

対象所在地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目701番6、同番9

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

## 記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管理設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事の付随工事の件。
2. 本件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 貴殿から譲渡を受ける第三者に対する上記1及び2の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、原状復旧の義務を負うものとする。尚、この義務においては、所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目700番2

地目 公衆用道路

地積 59 m<sup>2</sup>

(私道所有者)

住 所

氏 名



# 私道通行掘削承諾書

令和 4 年 6 月 11 日

ヤマダイハウジング株式会社 殿

対象所在地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 701 番 6、同番 9

私は、下記所在地に所有する私道を貴殿に対し後記の内容を無償にて承諾いたします。

## 記

1. 本物件におけるガス管、上下水道管理設及び引き込み、電柱（電気、電話）移動工事の付随工事の件。
2. 本件における無償通行（車含む）及び無償使用の件。
3. 貴殿から譲渡を受ける第三者に対する上記 1 及び 2 の事項の継承。

※工事施工主は、工事ならびに付随工事を行った後、原状復旧の義務を負うものとする。尚、この義務においては、所有地が第三者に名義が変更になる場合にも継承させるものとする。

私道所有地番 川口市鳩ヶ谷本町四丁目 700 番 2

地目 公衆用 道路

地積 59 m<sup>2</sup>

(私道所有者)

住 所

氏 名